

連絡報つくみ



令和6年5月15日 津久見市役所 総務課

／軽自動車税種別割の納期限は5月31日（金）です／

軽自動車税種別割は、4月1日現在の登録上の所有者（割賦販売の場合は使用者）に課税されます。
※納期限を過ぎた場合は、督促手数料や延滞金が増算されます。

■減免制度について

＜公益のために使用する車両の減免＞

社会福祉法人等、公益のために直接使用すると認められる車両は申請により、軽自動車税種別割の減免を受けることができます。

＜身体障がい者等に対する車両の減免＞

身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人で、一定の障がいの等級に該当する場合は、申請により、軽自動車税種別割の減免を受けることができます。

※減免は一人につき普通自動車又は軽自動車（原付を含む）のいずれか1台です。

※軽自動車税種別割の減免申請期限は納期限までです。期限内に申請がない場合は減免を受けることができません。

●問い合わせ／税務課 ☎0972-82-9512

まちづくり推進事業の実施団体を募集中！

応募締切

令和6年5月27日（月）17時



↑詳細はこちら

イベントを実施する団体に 補助金を交付します

にぎわいの創出や地域活性化、婚活イベントなど、津久見市のまちづくり等に寄与する事業を自主的かつ主体的に取り組んでいただける団体を対象として、補助金を交付します。新規事業に対しては、1事業あたり20万円を上限に交付します。

補助金の対象経費

以下は補助金対象経費の一例です。

- 講師などへの謝礼や旅費
- 文具などの事務用品やチラシの印刷代
- イベント参加者への保険
- 会場使用料や器具などのレンタル料金

申込み方法

申請書類等を市ホームページからダウンロードしていただき、商工観光・定住推進課へご提出ください。（申込用紙は市役所にも設置しています。）書類審査の後、後日実施する事業提案のプレゼンテーションに参加していただきます。

●問い合わせ／商工観光・定住推進課 ☎0972-82-2655